

第九十号議案

江戸川区自転車等の駐車秩序に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年九月十九日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区自転車等の駐車秩序に関する条例の一部を改正する条例
 江戸川区自転車等の駐車秩序に関する条例（昭和六十二年三月江戸川区条例第
 十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「実施する自転車等の駐車秩序に関する」を削る。

第六条中「実施する」を削る。

第七条中「防犯登録」を「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の
 総合的推進に関する法律（昭和五十五年法律第八十七号）第十二条第三項に規定
 する防犯登録（以下「防犯登録」という。）」に改め、「実施する」を削る。

第八条第一項中「において、」の下に「その利用する」を加え、「実施する」
 を削り、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 自転車等の利用者は、その利用する自転車等の盗難を防止するため、施錠そ
 の他の適切な措置を講じなければならない。

第十条第二項中「前項の」を削り、同条第三項中「第一項の」を削る。

第十四条中「又は安全」を「若しくは安全」に改める。

第十五条第三項中「この場合においては」を「この場合において、区長は」に
 改め、同条第四項中「又は」を「、又は」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

自転車等の盗難を防止するため、自転車等の利用者の責務に施錠その他の適切な措置を講ずる規定を加えるほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。